

入札書を提出する際の心得

【工事・委託・修繕・役務・物品・賃貸借・事業・売払】

(総則)

第1条 芽室町が発注する工事・委託・修繕・役務・物品・賃貸借・事業・売払（以下「工事等」といいます。）の入札書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しなければなりません。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は必要ありません。

2 入札参加者は、前項ただし書において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、入札保証保険証券を提出しなければなりません。

3 入札参加者は、入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、当該債権に質権を設定し、金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければなりません。

4 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えに還付します。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し封入・封印のうえ、工事等の件名及び入札者の氏名を表記し、競争入札執行の日の前日までに提出してください。詳しくは、別掲の「芽室町郵便入札実施要綱」を参照してください。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができます。

2 前項により入札を辞退するときは、その旨を明記した書面を提出しなければなりません。ただし、入札執行中にある場合は、口頭により申し出ることができます。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(無効とする入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札又は記載金額を加除訂正した入札
- (2) 入札書に記名押印がない入札
- (3) 入札保証金が不足する者のした入札
- (4) 入札者又はその代理人が同一事項について2つ以上の入札をしたときの入札若しくはこれらの者が更に他の者を代理して入札をしたときの入札
- (5) 所定の日時までには到着しなかった郵便等による入札
- (6) 競争に参加する資格を有しない者が提出した入札
- (7) その他入札に関し、不正行為があった者のした入札

(再度の入札)

第8条 開札の結果、落札に至らない場合は直ちに再度の入札を行います。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格(売払いの場合は、予定価格以上で最高の価格)で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の結果、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるときは、落札者としません。

4 前項の規定に基づき、最低の価格(売払いの場合は、最高の価格)で入札した者を落札者としません。予定価格の範囲内(売払いの場合は、予定価格以上)で入札をした者のうち、最低の価格(売払いの場合は、最高の価格)に次ぐ価格で入札をした者を落札者とします。

(積算内訳書の提出)

第10条 町長は、必要に応じ積算内訳書の提出を求めることができます。

2 前項により提出を求められた者は、速やかに積算内訳書を提出しなければなりません。

(契約の締結)

第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、町長が作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から5日以内に町長に提出しなければなりません。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失います。

(入札保証金等の帰属)

第12条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属します。

2 落札者であって、入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、損害賠償金を納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約書案の提出と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は必要ありません。

2 落札者は、前項ただし書において、契約保証金の納付を免除された理由が、町を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるとき又は保険会社と公共工事履行保証契約を締結した場合、保険証書又は保険証券を提出しなければなりません。

3 落札者は、契約保証金に代える担保として定期預金債券を提出するときは、当該債権に質権を設定し、金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければなりません。

4 落札者は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

(入札保証金等の振替え)

第14条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代わる担保を、契約保証金又はそれに代わる担保の一部に振り替えることができます。

(異議の申立)

第15条 入札参加者は、入札後においてこの心得、仕様書、図面、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。